

第5回 福島地方最低賃金審議会議事要旨

1 日時 令和2年8月24日(月)10:00~13:10

2 場所 福島合同庁舎3階共用会議室

3 出席者 公益委員 4名
労働者側委員 5名
使用者側委員 5名

4 議題

- (1) 福島県最低賃金の改正決定に対する異議申出について
- (2) 特定(5業種)最低賃金改正の必要性の有無について

5 議事要旨

議題(1)について

- ・ 福島県最低賃金の改正決定について、8月21日付けで福島県労働組合総連合より異議申出があり、局長より会長に対し意見を求める諮問を行った。
- ・ 労働者側委員より「今審議会においては、コロナ禍の状況も含めて様々な観点から審議した結果である答申の内容を尊重したい。」との意見が出された。
- ・ 使用者側委員より「県労連より提出された異議申出書に記載されている内容については、専門部会で十分とは言えないまでもある程度時間をかけて審議し、使用者側にとっては納得できる内容の結果とはなっていないものの、8月6日付け答申どおりとすることが適当である。」との意見が出された。
- ・ 審議の結果、「8月6日付け答申どおりとすることが適当である。」との答申がなされた。

議題(2)について

- ・ 特定最低賃金5業種を、個別に必要性を審議した結果、5業種全て全会一致により必要性有りとの答申がなされた。
- ・ 特定最低賃金5業種について金額改正を諮問した。
- ・ 最低賃金法第25条2項の専門部会の設置が決定された。
- ・ 最賃法第25条6項の参考人聴取は実施しないことが確認された。
- ・ 審議会令6条5項の適用は全会一致のみ適用することとされた。